

令和7年度第1回千代田区障害者支援協議会

差別解消支援部会

—議 事 録—

日時：令和7年11月28日（金）18：31～20：04

場所：千代田区役所 4階 401会議室

千代田区 障害者福祉課

■開催日時・出席者等

日時	令和7年11月28日(金) 18:31~20:03	
場所	千代田区役所 4階 401会議室	
委員	学識経験者	小池部会長
	千代田区障害者相談員	高橋委員、長谷川委員
	障害者及びその家族	清水委員、宮委員、大谷委員
	社会福祉団体又は障害者福祉団体の代表者等	森田委員
	事業者	田部委員、坂田委員
	就労支援関係者	藤田委員
幹事	区職員	加藤国際平和・男女平等人権課長 緒方障害者福祉課長 千野保健サービス課長
事務局	区職員	杉山児童・家庭支援センター発達支援係主任 安田障害者福祉課障害者福祉係長 小坂部障害者福祉課総合相談担当係長 小泉障害者福祉課障害者福祉係主事 藤代障害者福祉課障害者福祉係主事

■議事録

<開会>

○小坂部総合相談担当係長 それでは、定刻となりましたので、これより、令和7年度第1回千代田区障害者支援協議会差別解消支援部会を開催したいと思います。

私は、本日の差別解消支援部会事務局、進行を務めます、障害者福祉課総合相談担当の小坂部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。会議が始まるに当たり、障害者福祉課緒方課長よりご挨拶申し上げます。

○緒方幹事 皆様、こんばんは。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。障害者福祉課長の緒方でございます。

委員の皆様におかれましては、差別解消支援部会にご出席を賜りまして

ありがとうございます。

本日の差別解消支援部会では、障害者差別解消合理的配慮に関する相談、対応について報告を行うとともに、令和 7 年度千代田区での取組について及び千代田区のよかったこと調査について説明を行いますので、各議事の説明の後には質疑応答の時間も設けてございます。

本日も委員の皆様から忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

○小坂部総合相談担当係長 それでは以降、申し訳ございません。着座にて説明をさせていただきます。

本日の部会では、委員席の後方に傍聴席を設けさせていただいていること、あらかじめご了承ください。現時点での傍聴の申込みはゼロ人となっております。傍聴者もゼロ人となっております。

また、本日の会議につきまして、議事録作成の関係上、神戸総合速記株式会社の方にもお越しいただいておりますのでご了承ください。

委員の皆様が発言については、議事録作成の関係がございましたので録音をさせていただきます。ご了承くださいますようお願い申し上げます。

次に、本日の委員の出席状況をご報告いたします。本日の差別解消支援部会の委員出席者数は、部会長及びオンライン出席の大谷委員を合わせまして 10 名の委員がご出席されております。そして、区職員に関しましては、幹事・事務局職員を含め 8 名が出席をしております。

また、本日は千代田区社会福祉協議会川野委員、そして、区の職員では児童・家庭支援センターの宮原所長、平澤係長、そして千代田保健所保健サービス課の松田係長の 3 名の方より欠席の連絡をいただいております。

なお、本日児童・家庭支援センターからは代理出席といたしまして、発達支援係の杉山主任が本部会に参加いたしますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、委員の紹介に移ります。各委員の所属、氏名に関しましては、お手元に配付しました委員名簿をもって代えさせていただきます。

その中で、令和 7 年 7 月 1 日より就労支援センター長に変更がございましたので、そちらもすみませんが一言、ご挨拶をお願いいたします。

○藤田委員 こんばんは。令和7年本年度7月よりセンター長に就任いたしました藤田宏克と申します。今後も引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○小坂部総合相談担当係長 続きまして、お手元に配付しております資料の確認をいたします。

まず、一番上には委員名簿を出していただいております。

続いて、資料です。本日の次第がございます。続いて、資料1、令和7年度障害者差別解消法・合理的配慮関係相談・対応事例の報告がございます。続きまして、資料2-1、障害者差別解消・合理的配慮の提供に関する千代田区の取り組みについて。そして、こちらに関連する配付資料といたしまして、内閣府から出されております、合理的配慮の提供に関してのチラシが1枚。続いて、障害者福祉課で発行しております「障害を理由とする差別をなくし合理的配慮を提供しましょう」、こちらリーフレットとなっております。そしてもう一つ、「障害者週間」記念理解促進事業、こちらの周知のチラシとなっております。続きまして、資料3、共生社会を目指す「千代田区の良かったこと調査」(報告)。そして最後に、千代田区人権講演会、こちらのチラシを配付しております。

以上、本日の資料ですけれども不足などございませんでしょうか。もし、不足などございましたら、お手を挙げていただければ、事務局の職員がお持ちいたしますのでよろしくお願いいたします。

そして、最後に、本日は皆様のお席の前にマイクを設置しております。ご発言の際には、マイクの下丸いボタンを押していただいて、赤いランプが点いたところでマイクに向かってご発言いただきたく思います。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事の進行につきましては、本差別解消支援部会の部会長であります小池先生に進行をお願いいたします。

それでは、小池部会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○小池部会長 差別解消支援部会の部会長の小池でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

本日は、年1回の開催としております差別解消支援部会となります。本日の部会では、障害者差別や合理的配慮の提供に関する相談、対応などの各種

報告を行い、議事の最後には意見交換の時間を設けております。委員の皆様には活発なご発言をお願いするとともに、円滑な議事進行にご協力のほどお願い申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

議題（1）令和7年度障害者差別解消・合理的配慮に関する相談・対応の報告について事務局からご説明をお願いいたします。

○小坂部総合相談担当係長 障害者福祉課総合相談担当の小坂部です。資料1をご覧ください。

こちらの資料は、令和7年度に各相談窓口に寄せられました障害者差別の解消や合理的配慮に関する相談、そしてその対応についてまとめたものとなっております。報告は資料に記載する順番で、各担当者より報告をいたします。

尚、こちら資料1に関しましては、個人の特定というところにつながるおそれもありますので、本日の部会終了の際に、回収という形を取らせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、まず初めに、障害者福祉課よりお願いいたします。

○小泉障害者福祉係主事 障害者福祉課、小泉より説明いたします。

～事例紹介～

○小坂部総合相談担当係長 では、続きまして、よろず相談Lightのほうから報告をお願いします。

○坂田委員 よろず相談Light所長の坂田です。ご報告を差し上げます。

～事例紹介～

○小坂部総合相談担当係長 それでは、続きましてえみふるさんのほうからご報告をお願いいたします。

○田部委員 障害者福祉センターえみふるの田部です。

～事例紹介～

○小坂部総合相談担当係長 それでは、就労支援センターのほうよりご報告をお願いいたします。

○藤田委員 では、千代田区障害者就労支援センターよりご説明させていただきます。

～事例紹介～

○小坂部総合相談担当係長 では、相談対応事例の説明は以上となります。

○小池部会長 以上、ご説明いただきましてありがとうございました。本件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。挙手をしてお名前をおっしゃっていただいてからご発言をお願いいたします。

長谷川委員、お願いいたします。

○長谷川委員 長谷川です。このアパートを借りたいけれどもというところで、なかなか貸してもらえないという事例は多いんじゃないかなと思っています。高齢者もそうなんですけれども、不動産関係の方々との会議とかあると思うんですね。そういうものと同様に、障害をお持ちの方々も入居しやすいようなお願いをしていくとか、そういうフォローができていく環境とか、伝えることができれば借りやすくなるのかなと思います。そういう不動産関係とか、住まいのことについて、千代田区内のそういう事業者さんと話をする機会とかあるのかどうか、もしできるのであれば、そういうふうにやっていただけたら転居のことについてもしやすかったりするかなと思います。いかがでしょうか。

○坂田委員 よろず相談 Light 坂田です。ご質問ありがとうございます。

個別の案件で不動産屋さんに当たるということはあるんですが、残念ながらまだ業界の方々と直接お話しをする機会というのは持っておりません。居住支援協議会ですかね、そういうところを通じて、やはりそういう協議をするということが可能性としてあるのかなというふうには思っております。私も参加していないということもあって、残念ながらそういうところにまだ手が届いていないというのが現状です。

他区の例にはなりますけれども、不動産業者の中には、障害のある方のそういうことを特に熱心になさる方もいらっしゃって、どうしても大家さんと仲介である不動産屋さんと二つの壁があるようです。特に貸主である大家さん側が、障害を理由にほかの大家さんのネットワークで、自分のところでこういうことがあったんだよと聞くと、予防的に、そういう方が来たらもう分かった時点で断ってくれと仲介業者に言うことが結構あるようです。そうすると本当に業界的に根強く物件が借りられなくなるという不利益が起きるので、そういうところは、この事例にも書いてありますが、逆に

支援者がいることで、そういうことが解消できる可能性があるということをご説明しながら、ご理解を得られるように、これからも働きかけていかなきゃなというところは、この事例から学んだことかなと思っております。

○長谷川委員 長谷川です。どうもありがとうございます。引き続き支援を必要とする方のご相談があったときにはよろしく願いいたします。

併せて、区の方々にもお願いしたいんですけれども、公共の住宅、区営とかの、都営とか、障害者枠をぜひ少し広げられるような工夫もしていただけたらと思いますので、ご検討よろしく願いいたします。

以上です。

○緒方幹事 障害者福祉課長緒方でございます。

まず、1点目は、先ほどの居住支援協議会ですけども、千代田区はどちらかという高齢者の1人で住む場所が見つからないというところに注力しつつあるかなというところがありますけれども、ご案内のとおり、やはり障害のある方にもそういった実態があるということは、福祉総務課が所管でございますので、ちょっと連携をするですとか、その辺りを工夫していきたいと考えております。

2点目のことでございますが、こちらについては環境まちづくり部の住宅課が所管ですので、この部会でそういった声が上がったということは伝えたいと思っております。

私からは以上です。

○長谷川委員 よろしく申し上げます。

○小池部会長 清水委員、どうぞ。

○清水委員 あと、そうですね。障害の内容も本当にそれぞれですので、一まとめに障害者ということではなく、それぞれ身体の方とか、精神の方とか、知的の方とか、いろいろ状況が違いますので、そういうものも含めて、不動産関係とか、そういうところにもより詳しく相手にお伝えして、そういう道が少しずつ進んでいけばと思いますのでよろしく願いいたします。

○小池部会長 ありがとうございます。

ほかにご意見やご質問ございましたらお願いいたします。

すみません。それでは、小池から、7番とか8番、9番、10番辺りですけ

れども、まず就労支援センターの方々をご本人に対して、ご本人の特性に合った支援をしてくださって、また、特に7番とかは多分、職場の方も悪気があって言っていたのではなくて、励ますつもりで言っているみたいな、そういうところだと思うんですけども、ただ、それがかえってご本人のためになっていないというところで、そういうご本人の特性を理解していただくという、そういう働きかけをしていただいたことで、ご本人も働くことがスムーズにいくようになったという、とてもすばらしい例だなというふう

に伺っておりました。
やはり、その特性に合った対応をしていくことで、ご本人も安定しますし、周りの方たちも理解をすることができるというのはあると思いますので、いろいろご苦勞を、たくさん多いことだとは思いますが、また引き続きご支援いただければと存じます。

ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。

○藤田委員

今の件でちょっと1点だけ補足だけさせていただいてよろしいですか。

今、こういった障害者を雇用されている企業さんの中で、雇用率云々というよりも、中のやっぱり体制組織をちゃんと、この障害者に対する理解が非常に低いというところを悩まれている企業さんが多くなってきております。それは大手さんに限らず、千代田区内にもございます中小企業の方も非常に今多く悩まれて、今、センターに企業相談ということで、かなりの件数の企業さんが今、ご来所されて、相談を受けさせていただいております。

今、センターとして何ができるかというところでは、社員さん向けの研修をさせていただいて、これは実際に始めております。それによって、その現場の中で、意外と見えない声が出てきたりだとか、そうは言ってもとかね、そういうのも出てきたりとかというところで、まだ私たちも手探り状態ではありますが、そういった形で社員さんにも理解をしていただく。障害をお持ちの方も、全部が全部合理的配慮を訴えても、全部が通るわけじゃないんだよということも教えていけないといけない。やはり会社さんとご本人が歩み寄る、いかに歩み寄った結果がこういった配慮になるんだよというところを、これから伝えていけないといけない。それが我々センターの役割だと思っておりますので、これからも一つ一つ取り組んでいきたいと思

ます。よろしくお願いいたします。

- 小池部会長 ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。
 よろしいでしょうか。

(なし)

- 小池部会長 では、続きまして、議題（2）令和7年度千代田区での取り組みについて説明をお願いいたします。

- 安田障害者福祉係長 障害者福祉課障害者福祉係長の安田でございます。千代田区での取り組みについてご説明させていただきます。では、資料2-1をご覧ください。

まず、項番1、職員向け研修についてご説明をいたします。

千代田区の新規採用職員向け研修の一つの单元として、「障害者差別解消法」について研修を行いました。テキストとして区で作っています「心のバリアフリー」推進ハンドブック、今日はおつけしていませんが、ちょっと厚めの冊子とそのほか、今日の資料でお配りしております内閣府のチラシを用いまして、合理的配慮の提供、また建設的対話の重要性、千代田区には障害者の意思疎通に関する条例も制定されていることなどを中心に学んでもらいました。

次に、項番2、障害者サポーター「ハートクルー」養成講座の開催についてご説明いたします。

この講座は年に2回開催しております。今年度の第1回は9月に実施いたしました。第2回は年明け1月に開催予定です。日本ケアフィット共育機構から講師をお招きし、同機構のサービス介助基礎研修に準拠した内容の講座になっています。

続きまして、項番3、事業者向けリーフレットを作成いたしました。お手元にお配りしました「障害を理由とする差別をなくし合理的配慮を提供しましょう」というリーフレットを作成いたしました。区内の事業所の方がお見えになる部署である商工観光課の融資相談窓口ですとか、公益社団法人ゆとりちよだ、こちらは区内中小企業の福利厚生のお手伝いをする法人になります。こちらの窓口に設置いたしました。

また、千代田区就労支援センターから関係事業所へ郵送物があるときに、

同封していただけるようお願いをいたしました。

最後に、項番 4、「障害者週間」記念理解促進事業のお知らせでございます。毎年、障害者週間に合わせて区民ホールで開催しているイベントでございます。詳細はお手元のチラシをご覧ください。

イベントの開催に当たりまして、各団体の皆様には多大なご協力をいただき、この場をお借りしてお礼申し上げます。

例年 1 週間にわたりイベントを行っておりましたが、皆様ご多忙の中ご負担を少しでも減らせるように、今年は試みに 3 日間の開催とさせていただきます。出展される方もされない方も、皆様お誘い合わせの上、ご来場いただければ幸いです。また後日、終わりましたらご意見をいただければありがたく存じます。

ご説明は以上です。

○小池部会長　ご説明ありがとうございました。以下のことにつきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

○宮委員　質問ですけど、ハートクルーのカードか何か、持っている人が知らないけれど、大体どのぐらいの人数、100 人くらいいますか。

○長谷川委員　何年ぐらいやっていますかね。

○安田障害者福祉係長　もう結構、随分やっていると思うんですけど、一度の講座で 12 から 15 名程度受けてもらって、それを年 2 回やっていますので、1 年間に三十人弱ぐらいの方には、その修了証をお渡しして、この講座をすみません、私、いつからこれをやっているかちょっと把握していないのですが、何年かはやっていると思うので。

○宮委員　基本的には関係者の親とか。

○安田障害者福祉係長　いや、一般に募集していますので、区内在住・在勤・在学の方で応募していただいています。枠があれば区の職員にも参加を募っていますので、今回は、障害者福祉課の職員も受けましたし、あと 2 階の総合窓口課というところがあるんですけど、そこのサービスマネジャーとって、窓口のご案内をするスタッフが受けてくれて、そこは委託の事業なので、区の職員ではなくて委託先の会社のスタッフの方に受けていただいて、とてもいい講座だったとご好評いただきました。

○宮委員

現在、年齢が年齢なので、老人、何というの、認知症とか、そういうものと出会うことが多いんです。そのときオレンジカードを持っている人がいて、その人が話をしてくれました。それがどういうものか分かっているようで、分かっていないというのは、障害も認知症も同じで、過大に怖がったり、困ったり、手を出したりとかすることがあるでしょう。何か字が読めないから赤ちゃん言葉で言ったというのは、親切の大安売りやっているわけですよ。そういうこともあって、オレンジカードもどのくらい持っているか知らないけれども、もう少し理解、専門的じゃなくても一定の踏みとどまるとか、配慮が必要だと、やれと書いてあるけど、どのくらい普及して人がいるのかが、ちょっと私の周りではあまりなくて。何というのか、認知症の人がいると騒ぎになっちゃうわけ。ある程度知ったり、それから家族として付き合い合っているというのはいいわけ。障害も家族の人はある程度分かっているけど、関係ない人というのは本当に分からないですよ。私も40ぐらいまでは分からなかった。勤めて、働いているだけで。だから、ある程度の、今100人というのは少ないなと思いつつながら100人くらいと聞いたんだけど、何というのかな。

私、教育も含めてね、学校にいる間に講座を持つとか、オレンジカードまではいかない、それからハートクルーまでいかない。だけれども、それがあつて程度のことをしていく。納税の義務が日本人にはあるんだということを分からせないと、何でお金、国民年金とかそういうものを取られるか分からないという人たちがいるわけじゃないですか、日本人の中でも。払ったお金は全部自分のものという。でもそれは、そうすると社会は成り立たないんだということを、せめて18くらいのおとき、15、16ではやっぱり分かっているほしいけど、うまく体が動かないとか、うまく物が言えないとかね、歳を取ると80になる、7、8人に1人くらいよく分からなくなっちゃう人がいるとか、そういうことを含めて、だからやることは必要。だけどそれ以外にも、バックアップしないと、底あげがね、できないんじゃないかなと。

私は、たまたま両親の介護をしたから、学校に行ったりとかいろいろしたけど、40までそんなこと考えたこともなかったんですよ。だから、ほかの人も同じように、何でもなく過ごしていたら、身内にいないと興味も持た

ないですね。

と知っているのも、でも、ある程度のこういうハートクルーというようなこととか、オレンジカードのこととか、興味を持って、場合によっては専門のコースも取るみたいな人も含めて、でも周りで何かおかしい人がいたときに、めちゃくちゃやったりするわけです。過剰に親切にしたり、排除、来ないでもらうようにしようとかというふうには、ぱっと二つに分かれたりするのを見ていたから、ちょっとその辺のところはね、どんなふうに広がって、つながっていくのかというのは、まるでまだ端緒じゃない。中くらいのところまで広がっているのか、その辺がね、全然見えないのでお聞きしました。

○緒方幹事 宮委員から、大変重要なお指摘を賜ったと思っております。確かに、本当に、身内になって初めて分かったとおっしゃったとおり、周りにいないとなかなか、というのはあるかと思えます。私たちもこれだけで足りているとは思っておりませんが、とにかくハートクルー養成講座も今、SNS ですか、大学にも掲示してもらったりとか、少しずつ広く、周知の方法も広げております。

とにかく、やれることを、少しずつ少しずつ、絶え間なく、ふだんの努力で上げていくしかないと思っております。何か大きな花火をぱっと打ち上げるようなことではないと思っております。この後で説明しますよかったこと調査もそうですけど、やっぱり日々、障害のある方、こんなことをしてあげるだけで喜ばれるんだという、その体験がまた広がっていくということもあると思っておりますので、本当に重要なお指摘を賜ったと思っております。このお言葉をまた私たちが胸に、より一層周知ですとか、そういった広げていくというところについて、またご意見賜りながら、努めていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○宮委員 こちらこそ、ありがとうございます。

○小池部会長 高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 高橋です。

すみません。今のお話に関連して思ったんですけど、このハートクルー養成講座の修了者というのは、何か、この後、ステップアップとか、イベントのスタッフになるとか、そういうお誘いとか、先のヘルパーさんとかいろいろ

ろ、関心持っていらっしゃる方じゃないですか。そういうつながりとかというのは、保ったりしているんですか。

○安田障害者福祉係長 障害者福祉課です。

直接おつなぎしていることはないんですけど、社会福祉協議会で、ボランティアさんの登録をされているので、そちらのご案内をして、ボランティアさんとして活動いかがですか、というご案内をしております。

○小池部会長 ほかに。どうぞ。

○長谷川委員 長谷川です。

今、ハートクルー講座の、その講座を総合窓口の受付の方ですかね。が受講されていたということなんですけれども、その総合窓口は区の職員じゃなくて、委託というのかな。

○安田障害者福祉係長 そうですね。

○長谷川委員 職員さんが違うじゃないですか。で、私がちょっと思ったのは、ハートクルーももちろん大事なんですけれども、障害者差別解消法の、こちらの講習、研修をぜひ総合窓口の方にも受けていただくことができないかなと思っていて。

というのが、ちょうど1年ぐらい前になるかもしれないです。総合窓口で書類が必要で、息子の代わりに私が行ったんです。その際に、代理の理由、障害があるなら直接本人が行けないです書けないです障害があつてというのを、手帳を見せていたのにもかかわらず、何で書けないのか、どうして書けないのか、具体的にペンが持てないのかとか、すごくしつこく言われました。何回もその書類の端っこに書けない理由を、もう何行にもわたって書かされたんです。本当につらい思いをして、そういうのがあるので、総合窓口の方々にも、ぜひ、これを受けていただきたい。そう思うんですけれども、いかがでしょうか。

○安田障害者福祉係長 すみません。職員研修は、人事課で計画しているものなので、一つこれはこれなんですけれども、あと、今、お話になった書けない理由みたいな、手が悪くなければ書けるだろうと言われてしまう。そうじゃないじゃないですか。代筆代読という、そこに注目した研修というのも人事課でやっています。私も受けたことあるんですけれども、書けないのは手が動かないからで、

手が動く人は書けるでしょうというそういう考え方は違うとか、そういうこともその研修で勉強したので、研修の対象者を、また全庁に広げてもらうとか、人事課にもまた相談できればなと思いますが、課長よろしいですか。

○緒方幹事　　すみません。本当、長谷川委員にはつらい思いをさせてしまったことを申し訳なく思っております。

今、安田が言ったとおり、まず、職員については職員研修というのを人事課がちゃんと新人さんにはこういうところ、福祉の単元があったりとか、あと、採用されて何年ぐらいのことか、ちゃんと計画的に育成している中に福祉は組み込まれておりますし、今、安田が申したような、代筆代読というような専門の研修も実施しております。ちょっと長谷川委員を対応した者が、区の職員だったのか、委託の方だったのか……

○長谷川委員　　委託のパソナさんなんです。

○緒方幹事　　パソナさんですよ。ハートクルーの、今回受けてくれた方、本当に自分で手を挙げて、それこそ委託の方が、仕事終わった後に自分から手を挙げて申し込んでくださったというのが実際あったので、そういう任意ではなくて、義務づけじゃないけど、そういう皆さんがそういうサービスを学んでほしいというご意見ということですよ。

○長谷川委員　　そうですね。いいですか。すみません。長谷川です。

先ほど言ったのは、具体的に窓口で言うと、本当にペンを持たないのかというところじゃなくて、ペンを持たせて、それを私が持って書けないのか、まで言われたんです。すごい失礼なことだと思うんですよ。皆さんもそう思いますよね。それって。たまたま、私の環境としては、区の職員さんに知り合いがいたので、こういうことがありましたと言って、そこで、すみませんということはあったんですけど、そういう事実があったとそれが福祉課には共有されてないですよ。そういうことがあるので、実際に委託されている方々も、障害者差別解消法ということ自体は耳にしている、具体的にどうなのか、手帳を出した時点でもう無理ですよというように知的だったりしたら、もう分かってくださるかとはっきり思っていたんです。そこを具体的に職員の方々と同様に、委託されている方々も、総合窓口だけじゃなくて、例えば、生涯学習館とか、スポーツセンターとか、ほかの出張所も

含めて、区の職員じゃない方も、関連の方はどうか、この差別解消法を学んでいただきたいなと思っています。すみません。

○緒方幹事 大変重要なお指摘を賜ったと思っています。確かに今、区内、庁内でも、委託事業者がいろいろ入っています。その方たちのそういう福祉への知識ですとか、スキルですよ。そこはある程度以上のものを持ってもらわなきゃいけない。そうですね。その指定管理の例えば、仕様書の中に入れるとか、そういうレベルの話とかにも関連してくると。政策経営部にも相談したりしながら、できるだけそういったよりよい展開ができるように努めてまいりたいと思います。貴重なご意見ありがとうございました。

○小池部会長 ありがとうございます。
ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。
宮委員、どうぞ。

○宮委員 本当に、ただの質問。②のハートクルーのところの、1、2、3、内容、白内障体験というのは、具体的に、盲目とか見えないとかという……

○安田障害者福祉係長 めがねです。

○宮委員 全然見えないということを言っているの。

○安田障害者福祉係長 白内障体験できるゴーグルを、この協会の人を持ってきて、それをかけて、足元が見えない状態で歩いてもらう。そのゴーグルをかけて歩いている人をエスコートする役と2人1組で体験してもらう。

○宮委員 私、自分が白内障で手術しているから、何を、どの程度を言っているのかなというのがわからなくて。次のところ、視覚障害者という言葉があるでしょう、車椅子、車椅子は歩けないんだろうと思うし、視覚障害者もよく見えないんだろうと思うと、白内障体験というのは、分からなかったもので、どうということなのかなと。私は手術する前も、よくは見えないけど見えていたから。

ああ、今は見えますよ。あなたのお顔も文字も。ど近眼だったんですけどね。ただ、そういうマスクをかけて歩くということを言っているわけ。

○安田障害者福祉係長 左様でございます。

○宮委員 違う。見える程度を、どのくらいと思っているのかなと思って。だって、全然見えないのと、うっすら見えるのと、全然違うんだよね。と思います。

ごめんごめん、ただ、言葉尻のことでね、何を言っているのかなと。

○安田障害者福祉係長 このケアフィットのやっている研修が、パッケージになっているんですけど、その中で白内障体験というのは、ちょっとかすんで見えるようなゴーグルを持ってきてくれてやるんですね。視覚障害者への誘導というのは、完全にアイマスクをして、見えない状態にして、ご案内するというのをやっています。

○宮委員 設定の違いということ。体験するといっても人によって障害は違うから、どんなことなのかなとちょっと思いました。

以上です。

○小池部会長 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見等ございますでしょうか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員 すみません。やはり、障害者サポーターハートクルーとあるんですけど、実は知的とかちょっとそこら辺のような障害の内容について上がることも少なく、いろんなパンフレットを見ても知的の部分では项目的なものが全体的に少ないので、親からももう少し要請等、アピールをちゃんとして、逆にお伝えしていかなきやいけないかなと思っております。

○安田障害者福祉係長 ありがとうございます。

確かにハートクルーの講座の勉強の中には、知的とか精神の方向けのお話はちょっと少ないかなと感じているのは正直なところです。

○小池部会長 ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○清水委員 今の意見に追加なんですけれども、確かに少ないんですけれども、このこちらの身体とかそういうものの延長線上に、やはり私たち知的とか精神の方の共通なご支援も含まれていると思います。ここでないとか、そういう考え方でなく、この延長線上の中で共通する部分は少し知っていただいて、知的の方にも、この同じような支援で大丈夫とか、そういうふうに少し話が広がって今後いければ、また進んでいくかなと思っておりますのでよろしくお願いたします。

○安田障害者福祉係長 ありがとうございます。

○小池部会長 すみません。小池です。

今の話の続きなんですけど、あれですかね、その日本ケアフィットさんと、研修の内容とかは打合せとかされるのですか。そのときにちょっと何か、もう少し指摘のところをなんとという話をさせていただけるといいのかなとか、思ったんですけれども。

○安田障害者福祉係長 すみません。経費の話にもつながってきちゃうんですけど、ケアフィットさんも、いろんなメニューをお持ちはお持ちなんですけれども、区が委託しているものは、初級者クラスのもので、この協会がパッケージとして作っている単元をまるっとやっていたいでいる状態なので、そこに、例えば、知的の方とか、精神の方との付き添いのような、そういったこともできるかということもちょっとご相談はしたんですけれども、そうすると、あれもこれもと入れると、これ今、ハートクルーのものだと、まる2時間座学と実技で120分なんですけれども、それにいろいろ加えると120分ではとても足りず、夜開催すると遅くなっちゃうので、会場の問題だったり、参加する方の時間だったり、昼間に開催すると昼間会社勤めしている方や学生さんとか参加できないかなとか、それをいろいろ考えると、結局120分でできるものとなると、いつもの初心者向けということになってしまうので、ちょっといろいろ検討は必要かなとは思っています。

ただ、メニューとしては、アレンジすればやってはもらえるみたいでした。

○小池部会長 ありがとうございます。

ほかにご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 思い出しちゃいました。ごめんなさい。長谷川です。すみません。

3番の事業者向けリーフレットの作成配付とあったんですけれども、これゆとりちよだ、商工観光課とかに設置と、あと就労支援センターから関係事業者と多分、障害をお持ちで就労されている、一般就労されている方々の会社に送られたのかなというふうに思っているんですけれども、例えば、千代田区内の商店街とか、そういう会社の大きな組織、何とか組合みたいな。そういうところに送らせてもらって、千代田区内のお店とか会社とか、そういうところにも周知できたらいいなと思いましたのでご検討いただければ

と思います。お願いします。

○安田障害者福祉係長 配付方法につきましては、引き続き検討してまいります。

○長谷川委員 ありがとうございます。すみませんでした。

○小池部会長 ほかにございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○小池部会長 それでは、次に移らせていただきます。

議題 (3) 千代田区の良かったこと調査についてご説明をお願いいたします。

○安田障害者福祉係長 障害者福祉係、安田でございます。

資料 3 の「千代田区の良かったこと調査」についてご報告いたします。

千代田区の良かったこと調査は、ご承知のとおり令和 3 年度に大々的にアンケート調査を行いました。その後、現在は千代田区ポータルサイトを活用して行っております。これは令和 6 年度の差別解消部会において、不当な扱いへの問題解決の議論だけではなく、これがあるって助かったといった事例を共有する場もあれば、より理解促進につながるのではないかというご提案をいただいたことをきっかけに、千代田区ポータルサイトで気軽にご参加いただけるような仕組みをつくりました。

誰かが発信した日常のちょっとした良かったことを、障害のあるなしに関わらず、全ての人が共有することは、そのときのコミュニケーションを疑似体験することだと考えています。そしてちょっとしたお手伝いが自分にもできると気がついたときに、地域社会にあるバリアを取り除くための行動につながると考えています。

お配りしました資料 3 の中段から下に、現時点での回答を幾つかご紹介しておりますのでご確認ください。今のところ回答数が少なく、ホームページにはまだ掲載しておりません。先日開催されましたえみふるさん主催のふれあいスマイルデーで良かったこと調査に参加しませんかといったチラシをお配りしました。今後も周知に努めてまいります。

ご説明は以上です。

○小池部会長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小池から、すみません。

よくなかったことは割と言いやすいですけど、よかったことというのは、何かそれが当たり前みたいなふうに思ってしまったりすることもある、なかなか意見が分からなかったりするかもしれないですけど、でも、上がってきた意見を見ますと、やはり、例えば、公共機関で手伝ってもらったり、くださったのがよかったとか、そういう意見がいろいろありますので、こういうのがたくさん出てくると、こういうのもあったよなど、皆さんも思い出して、もっと意見が言いやすくなるかなと思いますので、また引き続き、ご回答を集めていただけますようお願いいたします。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 高橋です。

これ、先ほどチラシを配付されたということで、ちょっと私はまだ拝見していないんですけども、今後、周知するために何かいいアイデアとかが上がってきたかなと気になってはいるんですけども。

○緒方幹事 障害者福祉課です。

実は昨年、高橋委員がご提案されたことをきっかけに始めたんですけども、ちょっと準備が足りなかったです。ふれあいスマイルデーのときに、ブースか何か用意して、始めてやるのというのは、ちょっと勇気みたいなのが、何か、実施会みたいなものをやりたかったねと、いろいろな手順の関係でできなかったんですが、そういう入力会みたいなものをどこかで、せーのというのがやはりあったほうが皆さん、やりやすいかなというのも考えていますし、あと、くたはいろいろあるところがございますけれども、また逆に、何かあったら、こういうものどうですか、というのがあったら教えてもらいたくて、とにかくツールなんで、使い出すとみんな、日常に使えるようになってくださるかなと思っているので、一步一步、広げていきたいなと思っていますので、何かアイデアあったら教えてください。よろしくお願いいたします。

○小池部会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 長谷川です。

よかったこと調査なので、これは具体的に、これはこうやってもらってよかったというのが比較的多く載っていると思うんですけども、困り事があって、いつもここが困っていたんだけど、障害者差別解消法の相談と対応事例じゃないですけど、こういうふうにしたらよくなったというのを、その困り事からのよくなったをいっぱい載せていただいたら、千代田区はどんどん変わっているなというイメージがあるかなと思います。そこも載せていただけたらと思うんですけども、区役所側としては、そういうものの事例を下さいと言っているほうなので、なかなか集まってこないところの工夫が必要かなと思います。

以上です。

○小池部会長 ありがとうございます。大丈夫ですか。

○長谷川委員 困ったことからいいことの何か、取り込む方法がないかなという。

○安田障害者福祉係長 この良かったこと調査の質問内容が、この資料 3 の真ん中に載せているこの Q1、2、3 だけなんです、実は。

○長谷川委員 困り事が解消されたこととはという質問がないからですね。分かりました。

○安田障害者福祉係長 そうですね。ここ、この良かったことを具体的に教えてくださいのところに、もうちょっともう一声、何か困っていたけど改善したことも含めてみたいになっていったらいいですかね。

○長谷川委員 そうなるともっとよくなっていくかなというふうに思いました。ありがとうございます。すみません。

○安田障害者福祉係長 承知しました。ありがとうございます。

○緒方幹事 このポータルサイトは、うちの自前の仕組みなので、結構、DX にお願いですと入れてくれたりするんで、これがいいところで、ベンダーに頼んだシステムとかすると、そういうものを 1 個入れると幾らとかなっちゃうんですけど、これは自前なので、結構柔軟にそういうところできるので、ちょっと今いただいたご意見は、検討してできるだけ便利にできるようにしたいと思います。

○長谷川委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○小坂部総合相談担当係長 すみません。今に関連しまして、障害者福祉課の小坂部です。

本日、資料1でご説明しました相談対応事例についてですけれども、他の自治体とかも含めて、個人情報とか、その辺りに配慮して、これはある程度集まったところで事例集という形で、上げていくというのが一つの手なのかなというのはあるかなと思います。こういう要望があって、それに対してこういう建設的な対応のやり取りがあって、こういう最終的には対応に至りましたというのが見えるような形になるのは、とてもいいことかなと思いますので、その辺りを含めて、こちらの差別解消部会でも検討していければと思っています。

○長谷川委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○小池部会長 ありがとうございます。

ほかにご意見等ございましたらお願いいたします。

○大谷委員 一ついいですか。

○小池部会長 はい、どうぞ。

○大谷委員 今のよかったことを事例としてやって、ホームページに上げて、それを概要版を九段下駅で配布しますとなっていますけど、これはこれでいいと思うんですけど、一つXを使ったりして、今、区長が毎日やっています、千代田区として、こういうこと、よかったことで、区民の皆さんから始めていたので、皆さん、ありがとうございますぐらい入れていけば、ほかの人もみんな見ているんですね。こういうことで、住民の方、区民の方、別に千代田区じゃなくて、こういうことをしたら喜ばれるかなということがXで発信されると思うんですね。だから、Xとかその辺りも、区としてこういうことが上がってきたら、取り上げてやれば、もうちょっとみんなが徹底するんじゃないかと思います。

また、特に外国人の方が文化も違うかもしれませんが、すごく障害者に対してすごく優しいですね。これも文化と言えば文化なんですけど、小さい頃からの教育のせいなのか分かりませんが、必ず車椅子なんかでもすぐ避けてくれたり、エレベーターもきちっと中に最優先で入れてくれたり、日本人よりずっと外国人とか親切なんです。この辺りも、すぐ教育できないんですけど、少しずつ何かこういうよかったこととか、そういうものを告知

していくと、こういうことをやると喜ばれるんだなというふうに思われるんじゃないかと。

一つの方法として挙げました。すみません。

○緒方幹事 ご意見ありがとうございます。

実は去年、高橋委員からそういうふうに、Xだとかでこういうことがよかったというのをつぶやけるような場がほしいと言ったので、公式 X とか考えたんです。ですけれども、そうなってくると結構今、バズるといふか、ちょっとした言葉に対して攻撃されたりですとか、あとこういうお店でということなんて言ったりしたら、そこの営業になるだとか、あとちょっとあまり開かれると宗教とかいろいろ使われるとか、いろいろな昨年検討を踏まえた上で、結果的に区の持っているポータルサイトを使うというところに落ち着いているというところでございます。

とはいえ、今、委員ご指摘のとおり、ある程度集まってきたり、よい事例は、そうやって改めて区が X に発信するという方法もあると思いますね。今、貴重なご意見を賜りまして、どうもありがとうございました。

○小池部会長 ありがとうございます。

ほかにご意見等ございましたら、お願いいたします。

○森田委員 すみません。民生・児童委員から来ております森田です。

民生・児童委員として、このハートクルー講座のさらに簡易版みたいなものはやらせていただいて、何年か前なんですけれども、本当に身体に対するその障害の方というその方たちへの対応というのは、どうしたらいいかということが分かりやすいんです。例えば、目が見えない不自由な方でしたら、自分で見えたものを説明してあげるとか、車椅子の方でしたら恐怖を与えないように、車椅子の動きとかを、そういうのをやって、耳の聞こえない方でしたら分かるように伝えるということが、すごくはっきりしていると思うんです。障害のある方にどういうふうに接してあげられるかということが。

ただ、やはり知的とか、精神の障害をお持ちの方というのは本当に千差万別で、本当に皆さんそれぞれ違うので、どういうふうに対応していいかということが、やはりなかなか分からないことが多くて。そういう施設などもよ

く見せていただいたりとか、千代田区以外のところにも見学とか行かせていただくんですけども、やはり職員の方もその対応が、もう本当に個人個人で違うということと、見てじゃあ、何ができるんだろうということが本当に分からなくて、なので、この差別解消といっても、どういうふうに接していいのかなというのがいつも疑問に思っていて、だから支援とかもなかなか難しいと思うんです。やはりその専門の方でも、とてもいつも対応に困るということをよくお聞きするので、だから本当に一般のそういう障害とは無縁で生活していらっしゃる方だと、本当に理解できないことが多いと思うんですよね。

私は、この障害福祉部会というのに民生・児童委員としても中でもやっているんですけども、本当に千差万別ということで、一くくりでは本当に片づけられないことが多いと思うので、そこの支援に対してというのが、本当に細やかにやらないと、なかなか難しいのかなと思ひまして、いつもそういったことをちょっと考えております。

以上です。

○小池部会長 ありがとうございます。

区の方で何かご意見等ございますか。

○緒方幹事 そうですね。今、まさに現場の声というか、実際やっていたらお声をいただけたと思っております。やはりハートクルーは先ほど申し上げたとおり、パッケージになっているので、ちょっと柔軟なところに欠けているところがありまして、やはり今おっしゃった様々な特性を持つ障害のある方、精神の方への対応というのは、もしかしたらもう一つ別枠の何か、こういった講座の設定も必要なのかもしれない。いただいたご意見、またいろいろと展開させていきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○小池部会長 ありがとうございます。

ほかに何かございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(なし)

○小池部会長 それでは、本日の議題最後となります。議題(4)意見交換に移りたいと思ひます。

本日の差別解消部会についてのご意見や、障害者差別解消や合理的配慮の推進に関するご意見、ご提案などございましたら、ご発言いただければと存じます。

何か、長谷川委員、いかがですか。

○長谷川委員 じゃあ、すみません。長谷川です。

理解促進とか、障害者差別解消法とかというのは、本当に名前だけは皆さんよくというか、知っているという、そういうやらないきゃいけないよねというのが知れ渡ってはいるんですけど、具体的にじゃあ、どうしなきゃいけないのかというのを、まだまだ分からないような状況が続いているのかなというふうに思っています。やはりそこは、区側の周知というかな、そういうものと今回も来週かな、障害者週間のイベントとかもあるんですけども、今回、日程も短くなっちゃって、実は、やはり来る人が少ないから日程も短くなっちゃうんだろうとか、私たちというか、ブースを出して、障害者団体のお知らせをしたりとかする側も、なかなか日中ずっと張りついて、1週間とか張りついてられない。そうすると、ブースはあるけれども、リーフレットだけ置いてあって、誰もいなくて分かんないよねみたいになっちゃっているんで、そこは例えば、福祉まつりじゃないけども、もうちょっと大きく、障害者週間だからその間にやるのが重要なんですけども、もうちょっと人を寄せる何か方法とか考えていかないと、なかなか理解が進まないのかなというふうに思っていますが、なかなか難しいところなんですけれども、区側のご努力というか、申し訳ないんですけど、何かお知恵をいただければというふうに思っています。

以上です。

○小池部会長 ありがとうございます。

○緒方幹事 期間が短くなったというご指摘については、ご案内のとおりやはり開いていてもブースに人がいなかったりですとか、皆さんね、なかなか忙しかったり、保護者も高齢化しておりますので、いろいろとありまして、全体的な中で日にちは短くさせていただきました。

一方で、他区の様子なども見に行ったんです。そうしますと、港区さんなんかは逆に、うちで言う内幸町ホールみたいところで、標語なんかを小学

生とかに書かせていて、区長が表彰されたりみたいな、本当に大きくやっているところと、中央区さんなんかは逆に、区役所の1階ホールにただパネルを展示しているだけという、本当に各区のカラーが出ておりました。うちは中間ぐらいかなというところなんですけれども、ご指摘のとおり、やはりもう少しね、集客するような、地味に今、足と手で描く画家の方に来てもらって、それが地味な感じでございますので、委員のご指摘のように、何か集客するようなことも考えていきたいと思っております。ご意見ありがとうございます。

- 長谷川委員 お願いします。
- 小池部会長 ほかに何かございましたらお願いいたします。
- 大谷委員 すみません。
- 小池部会長 はい、どうぞ。
- 大谷委員 差別とはちょっと違うかもしれないですけど、今、マンションの防災委員をやっている、マンションの場合は、震災の場合は、在宅避難は問題ないと思うんですけど、マンション以外に住まれている方で、各避難所には行かないと思うんですけど、そこで避難所の担当が、障害者福祉課の担当者だったら問題ないと思うんですけど、そこで何か、また、震災の地震で怖がっている方が、障害者の方が、そういう避難所へ行ったとき、うまく対応できるのか、その辺りは私、防災委員やっていて、すごく心配なんです。その辺りはきちんと区で、避難所に来た場合のそういう障害者の方の対応というのは、きちんとマニュアルができていますか。すみません。それだけ聞きたかったです。
- 緒方幹事 現在、千代田区は、まだ数少ないですが、福祉避難所ということを考え、進めております。今度、錦町に今、建設しております錦町三丁目施設の中に機能の一つも、福祉避難所の機能を有する予定でございます。福祉避難所と申しますが、やはり、まず第一時的に皆さん近くの自分の住所地の避難所に行きます。そこでそれが次の展開で障害のある方とかは、福祉避難所に行くほうがいいのではないかと行って、そちらに誘導していくというような対応を想定しているというところでございます。

説明は以上です。

- 小池部会長 はい、どうぞ。
- 清水委員 すみません。共助会の清水です。他区では、福祉課と、それから防災課が連携しています。やはりその防災課の福祉は一般に区民の本当に防災のことなんですけども、福祉の、福祉関係の要援護者とか、ちょっと支援が必要な方の情報とか、ことが起きた場合にどの流れで防災課と福祉課がつながってとか、そういうような今後、つながりというようなことの見通しなんかは、想定として考えていらっしゃると思いますか、そこら辺のことをお聞きしたいんですけども。
- 緒方幹事 すみません。私が今、避難所の質問だったので避難所の答えてしまったんですけども、民生委員のはご存じだと思うんですが、やはりそういう要配慮者名簿というのを町会長ですとか、そういった町のそれなりに責任のある方に、個人情報ですのでお渡ししております、町の中では、あそこに障害のある方がいるとかいうのは一応把握していただいております。そこから、じゃあ、そこに町会長が行くかというのは、もちろんそういうことは現実的ではないんですけども、一応千代田区の体制としては、そういう要配慮の名簿というのは準備して、民生委員だとか、町会長とかの方たちが持って行ってもらっているというのは配備されている。千野課長フォローしてもらえると。
- 千野幹事 すみません。保健所ではないんですけど、私は防災にいましたので。
- 緒方幹事 申し訳ありません。
- 千野幹事 今、説明したとおり名簿だとかそういうふうなものは整えて、地域、また行政の中でも、防災、また福祉系の部署とも当然共有していますし、また関係の防災機関、消防ですとか警察とか、そういうようなところとも共有することになっていますので、一応、仕組み上は多分、他区とも同等クラスまた、進んでいるところもあるかもしれないのですが、そういったところは整えてはいるのですが、ただ、現実問題何かあったときに、どの程度の人たちが動けるか、行政も含めてです。そういうふうなところというのはやはり、災害が起きてみないとどの程度被害があつて、どういう状況なのかというのは分からないところになるので、そこは訓練だとかもしながら、現実に沿ったものに日々アップデートしていかなければいけないというふうなところ

で、今やっているところになっています。

と聞いています。すみません。

○緒方幹事 ありがとうございます。

本当に福祉避難所といっても、結構避難している方々の非常に範囲が多いわけですね。障害の方とか、あと高齢者の方、外国の方、妊婦の方、病人の方、本当にいっぱいいろんな人が対象なので、やはり実際に起きてしまうと大変だとは思いますが、一応、その面積で何人ぐらいとか決めたりとか、ちょっとその話も聞くんですけども、今後やはり、福祉避難所についてもそこら辺で連携が少し強まるというような、そういうふうな形で少しお話が進んでいくと私たちも、逆に福祉避難所に入れないこともあるかということも、ちょっと心配をされるというようなこともありますので、今後、いい方向で少し進んでいけばなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○千野幹事 一応今、防災で、これはずっと変わってはいないところではあるんですけど、地区内残留地区とって、マンションだけじゃなくて戸建て住宅も含めて、倒壊だとか延焼だとかの危険が極めて低い地域になっているんですね、千代田区は。これは日本中で千代田区だけなんですけども、そこに全域指定されている状況ですので、かつ障害をお持ちだったりすると、より一層自宅で避難していただく在宅避難というふうなところが、やはり一番にはなってくるので、まずは基本として、どうやって避難所に行かなくてよいかというふうなことを進めていくというふうなことをまず第一に考えているというふうになっているそうです。

先ほどご説明あったとおり、とはいえやはり、ご自宅が住めない状況になった場合はどこかしらに避難が必要というふうなことになってきますので、避難所、一時的には避難所で、その後二次的に福祉避難所という流れになっているというのは、現状の想定はそうですけど、ただ、大前提はやはり避難所を使わなくて済むというふうなことを進めていくのが大事というふうに関、対策しているとは聞いています。

○緒方幹事 すみません。フォローしてもらってありがとうございます。

でも、今日いただいたご意見のようなことが、この部会で出たということ

は、防災にも共有したいと思います。ありがとうございます。

○長谷川委員 関連でいいですか。

○小池部会長 はい、どうぞ。

○長谷川委員 長谷川です。

すみません。また、部署が変わってから聞いちゃうのは申し訳ないなと思うところなんですけれども、例えば、ライフラインがもう全て駄目になっちゃったぐらいの大変な震災、災害になった場合、本当に実際、高層マンションの10階まで歩いて、階段で上り下りとか現実的ではないし、トイレも使えないとかなったら、じゃあ、避難所へ行こうというキャパシティを超えた人数が来ちゃったときに、そうすると障害者は弾かれちゃうのかなという印象もあるんです。うるさいとか、例えば、知的だとパニックを起こしてとかということも出てくるんじゃないか。精神の方も不穏になるんじゃないかとか思うんですね。特に身体の方とかも、じゃあ、そこに迎えるかといったら迎えない。避難所に行けないのに道路とかの事情がですね。そういうときに、本当にどうしたらいいのかなというのを、もうちょっと障害福祉課と災害と検討していただければと思います。

すみません。もしひどくなっちゃったらという、もしもの話をしちゃうすみませんがよろしくお願いします。

○千野幹事 障害の立場的には障害の立場で、防災の立場には防災の立場ですけど区の人間としてお答えさせていただくと、確かに被害想定というものがあって、防災はどこまでも悪く捉えると、何事もどこまでもやらなければいけないので、やはり一定の災害想定の下に計画を立てて、対策を立てていくというふうなものになっていまして、都の被害想定で、随分昔、一個前の被害想定ときは結構ライフラインが止まったんですけど、かなり改善して、あまりライフラインについては、大きく心配はない状況にはなったことは実際、前提としてあるんです。とはいえ、ただし、ゼロではないので、電気が止まっちゃっただとか、そういうふうなことで、特に高層マンションなんかでお困りのことというふうなことは十分あると思いますので、そういうときに備えて、やはり平時の備えというふうなことを周知していくのと合わせて、そういった方々、特に災害弱者の方々をどうやって救っていこうかと、それ

はまさに考えていくべきことだと思いますので、防災部署とも協議していきますので。

○長谷川委員 ありがとうございます。よろしくお願いします。

○清水委員 あと付け加えなんですけれども、すみません。

社協さんでも多分、そういうふうに要援護者の対する、ちょっと防災対策という講座が何回か開かれていると思うんですけれども、そういうものと全体的に今後つながっていただいて、私たちもそういうときにどういうふうな行動を、逆に自分たち本人としてどういう行動を取ればいいのかというのをちょっと、逆に勉強していかなきゃいけないのでよろしくお願いします。

○小池部会長 いろいろご意見ありがとうございました。

今日は、防災との関係のお話も出て、非常に充実したお話になったかと思えます。お話を伺いまして、区の中の部署間の連携であるとか、また地域との連携というのがとても大切だなというふうに拝聴して感じた次第でございます。

それでは、この辺りで、もうそろそろお時間にもなりましたので、意見交換は終了させていただきます。

本日の差別解消支援部会の議事は全て終了いたしましたので、進行を事務局にお戻しいたします。

○小坂部総合相談担当係長 小池先生、議事の進行ありがとうございました。また、委員の皆様も貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

続きまして、事務局からの事務連絡に移りますけれども、ここで、本日、区幹事職員として出席しております地域振興部国際平和男女平等人権課の加藤課長より講演会についてのお知らせをお願いいたします。

○加藤幹事 遅い時間に申し訳ありません。お時間いただきありがとうございます。国際平和男女平等人権課長の加藤と申します。お手元にあります千代田区人権講演会についてご案内させていただきたいと思えます。

当課では、人権擁護委員の皆様による人権尊重の啓発の取組を進めているところでございます。

今回、障害者差別解消支援の観点からご議論いただいたかなと思えます

が、障害者差別解消と人権尊重という部分はかなり連動するところかなと思いますので、ご紹介させていただいたというところでございます。

先ほど、障害者福祉課から障害者週間のご案内があったかと思っておりますけれども、国で12月4日から10日まで人権週間というのを定めておりまして、当課では障害者週間と合わせて、現在12月から区民ホールで人権集会に関する共同展示を行います。

その一環としまして、12月5日に本日この会場で人権講演会を開催することになってございます。講演の内容としましてはSNS研究の第一人者である国立大学の山口先生をお招きしまして、SNS時代の人権について講演をいただく予定となっております。現在は参加者を募集しておりますので、委員の皆様におかれましては、ご都合等よろしければ、ぜひご参加いただきますようお願いいたします。

また、関係者の皆様にも、よろしければご案内いただきますと幸いです。

説明は以上です。

○小坂部総合相談担当係長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、今年度中の障害者支援協議会のスケジュールについて、事務連絡させていただきます。

年を超えますけれども、第3回の相談支援部会こちらを令和8年1月30日の金曜日に開催いたします。こちら相談支援部会につきましては、前回の相談支援部会のときにも、ご提案したところではありますけれども、議題が多岐にわたっているというところもありまして、検討の時間がとても必要になっているというような状況にあります。

そこで、相談支援部会の委員の皆様にご中開催について伺っているというところなんです。そちらご意見、意向を確認したところ、様々な意見が出てきたというところもありますので、一応今年度に関しては、これまでどおりの18時30分から実施したいと思っております。日中開催への移行に関しましては、来年度、令和8年度から日中開催というところを考えていきたいと思っております。

時間等については、もう少し確認等をして、適切な時間を設定していきたい

いというふうに思っております。

そして、令和8年の2月10日火曜日になりますが、こちらで障害者支援協議会の本会、こちらを開催いたします。時間は18時30分からという時間帯で行います。

事務連絡としましては以上となります。

最後に、本日配付しました資料1は回収させていただきますので席に置いてお帰りいただければと思います。

それでは、本日の差別解消支援部会、これで終了といたします。どうもありがとうございました。お疲れさまです。